

やまと

# 得々ミニ情報



第 24 号

1998年 7月 1日

大和木材株式会社

〒891-1105

日置郡郡山町郡山1466番地

TEL ; 099-298-2288代

FAX ; 099-298-2290

## …健康住宅「ユーザーズ・マニュアル」入手…

6月3日、福岡市において健康住宅セミナーが開催されました。同セミナーは（財）住宅建築・省エネルギー機構が主催したもので、平成8年7月より本年3月まで、健康住宅研究会で調査・検討した、健康影響を低減するための設計・施工ガイドライン及び健康影響を低減するための住まい方を提案するためのユーザーズ・マニュアルの説明会でした。

この中で「室内空気環境に関する紛争処理」の事例紹介があり都市部では、PL法に関連して急増しているとのことでした。例えば、「新築に入居したが、目や喉が痛かったので、ホルムアルデヒドを測定したら、0.16～0.21 ppmでWHO基準よりやや高めであり、換気回数が0.1～0.3回／時と少なかったのでPLセンターに相談し、工務店が押入の合板を杉板に変換することと、換気扇を設置することで和解した」や「リフォームによる塗装工事の際、マスキングをきちんと行わなかった為、主婦がシンナー中毒になった。業者が原因を究明し、施主に謝罪し代替物件の提供を行った」「化学物質過敏症にも対応できる住宅」と言うことで、設計・施工し、ホルムアルデヒドも0.08 ppm程度になっていたが主婦が入居できなかった。結局施主が新たに設計・施工を別会社に依頼し、その工事費用は本建築業者が負担し、更に新居が出来るまでの仮住居にかかる全費用と和解金を支払うことになった」など、建築業者に対してかなり不利な結果が出ているようです。

こういう事にも対応するためにも、「ユーザーズ・マニュアル」などを良く研究し、事前に施主に充分説明しておくことが必要と思われます。

「ユーザーズ・マニュアル」「設計・施工のガイドライン」は当社にあります。ご利用下さい。



〔情報〕 第17号でお知らせしましたように、ホルムアルデヒドの測定機器（ホルムアルデヒドキャッチャー）の貸し出しを県木造住宅推進協議会が行っております。当社では、この測定機器を使い測定し、コンピュータにより解析したデータを施主様に説明できるようなレポートを作成いたします。今後のPL対策の一環としてご利用下さい。

《定休日》 7月は、5、11、12、19、20、25、26日です。

8月は、2、9、13、14、15、16、23、30日です。

ご協力お願いします。



(お問い合わせは、お客様サービス係の森園まで)